

沖縄県北部医療組合と沖縄県と間の公平委員会の事務の委託に関する規約

令和5年7月13日告示第2号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、次の規約により沖縄県に公平委員会の事務を委託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

沖縄県北部医療組合と沖縄県と間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、沖縄県北部医療組合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を沖縄県（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例、規則及び人事委員会規則その他の規程の定めるところによる。

（経費）

第3条 委託事務を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、当該公平委員会の委託事務の費用に関する協議書が締結された日から施行する。